

## 平成27年度第3回越谷市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会

- 1 日時：平成27年10月8日（木） 14:00～16:00
- 2 場所：越谷市本庁舎5階 第1委員会室
- 3 出席者等：
  - (1) 出席委員：15名：朝日委員、岩本委員、高野委員、阿保委員、松田委員、松澤委員、小柳委員、宮下委員、新美委員、松村委員、伊藤委員、瀬戸委員、猪股委員、三田寺委員、門間委員
  - (2) 欠席委員：3名：豊田委員、岡野委員、飯野委員
  - (3) 事務局：鈴木福祉部長、斉藤子ども家庭部長、渡邊子ども家庭部副部長、笹野福祉部副参事、山元障害福祉課長、関根子育て支援課副課長、森田子育て支援課副課長、角屋障害福祉課副課長、山崎障害福祉課副課長、小西障害福祉課主幹、岩崎障害福祉課主事
- 4 傍聴者：3名
- 5 次第
  - 1 開会
  - 2 議事
  - 3 その他
  - 4 閉会≪2 議事≫
  - (1) 協議事項
    - ① 第4次越谷市障がい者計画の素案について
- 6 会議資料
  - ・会議次第
  - ・第4次越谷市障がい者計画（素案）平成28年度～平成32年度（2016年度～2020年度）【資料4】

### 【内容】

#### 1 開会

越谷市社会福祉審議会条例・第6条・第3項の規定では、会議は委員の半数以上の出席で成立する。本日は委員総数18名のうち15名が出席しているため、会議が成立することを報告。

——朝日分科会長あいさつ——

越谷市社会福祉審議会条例・第6条第2項の規定に基づき、朝日分科会長が議長となり議事進行。会議録作成のための録音の許可、越谷市社会福祉審議会条例・施行規則・第5条の規定に基づき、原則公開であることを説明し承諾。

## 2 議事

### 【説明】 「第4次越谷市障がい者計画の素案について」 II-3

事務局：《資料に基づき説明》（資料4を参照）

・第4次越谷市障がい者計画の素案の『第II編 施策』「第3章 教育・育成の充実」について

委員： 58 ページ（現状と課題）下段に「平成21年(2009年)4月には、小・中学校学習指導要領の移行措置が行われ、各学校では、必要に応じて個別の指導計画または個別の教育支援計画の作成等に取り組む必要があります。」すでに各学校においては何らかのかたちでこの計画は進んでいる段階だと思う。「取り組む必要がある」というよりも、一歩進めた書き方があるのではないか。

議長： 特別支援学校長にもご出席いただいているので、この点について現状も踏まえて情報提供などがあつたらいただきたい。

委員： 確かにおっしゃる通りで、すでに取り組んでおり、発展・継承の時期という段階になる。

議長： 確かに読み直してみると、「必要に応じて取り組む必要がある」というのは文章を再度考える必要があると思う。関係部署と調整し、第4次の計画にふさわしい表現にしていきたい。

委員： 58 ページ（現状と課題）下段に「共に学ぶ機会をつくり、インクルージョンへの取り組みを念頭においた」とあるが、現状としては障がいをもったお子さんが地元の小学校に入るという話はなかなか聞かれない。私は小学生の頃に知的障がいの子や自閉症の子がクラスにいたので、対応に対して何の違和感もないという経験がある。友人にも、幼稚園の時に耳の不自由な子がいて、園内全員が手話を学ぶことが当たり前であつたため、大人になっても未だに手話を使えるという現状がある。これは後ほどの体験学習の方にも関わるが、やはり“いて当たり前”の世界を実現するために、ここの「共に」を具体的にさらに進めていただきたい。

また、62 ページ【1 学校教育の充実】に「(1) - 2 福祉体験等の充実」とあるが、文言を見る限り視覚障がい者の体験についての記述がない。この実態はどうなっているのか聞きたい。

**事務局：** 現場の体験学習に関して資料を手元に持ち合わせていないため詳細ではないが、第3次計画の進捗状況の中で、担当の指導課から「児童生徒が障がい者や高齢者福祉等への理解を深めるとともに、積極的な実践力を育成するための福祉教育を進めていく」といった内容の話が書いてある。ここにも具体的に視覚障がい者に関わる体験学習等の記載がないため、別途改めて担当課に確認し、報告したい。

**議長：** 体験「等」と書いてあるので、恐らくその中に行われてはいるのですが、何を例示するのか（全部例示してしまうとかえってわからなくなるため）、体験の対象がどのように扱われているかということは大きなテーマのため、今のようなご質問だったのだと思う。

**委員：** 62 ページ【1 学校教育の充実】について。かなり重要な内容で、法で定めている学校教育の制度に関わることだと思う。小中学校や特別支援学校といった教育制度上のシステムがあり、それ以外に教育課程上で言うと、例えば今は特別支援学校に位置付けられているが、訪問教育がある。これは家庭や施設、病院といったところに先生を派遣することで、この制度が現実であり、そこで学んでいる子どもたちもたくさんいる。あるいは小中学校に限って言うと、難聴など、通級による教育制度がある。

つまり、私が言いたいことは、この文言をそのまま読んでしまうと、“学校にすべての子どもを入れればいい” “そこで通わせればいい” といった捉え方をする人もいる、それはかなり危ういのではないか。例えば、登校を渋る子、何らかの事情で学校に通えない子どももいるわけだが、そのようなことに対して最近の9月1日の新聞記事で、学校に行けなければ、地元の図書館を開放して待っているよというのがあり、そういった考え方も出てきている現状もある。その辺りについて、例えば「(1) - 1 共に学ぶ教育の推進」に書かれている「多様な支援方法」は、もう少し厚みを持たせた書き方を工夫されるとよいのではないかと思う。

私はすでに現場を退職した人間で無責任かもしれないが、教育の現状の中でどれだけ取り組めるか考えると、そういった捉え方ではなく、もちろん趣旨は大事にして考え方を押さえた上で、さまざまな創意工夫を生かしながら対応していくという考

え方を、誤解のないように浸透していくようにできればよいと思う。

委員： 60 ページ【「アンケート結果」から】「通園・通学していて特に困っていること」について。アンケート内容の「その他」の回答が非常に多い。「その他」には、どのような回答が出たのか知りたい。これはあくまでもアンケートを作った側の交通手段などが書かれているのであって、実際に障がいをお持ちの方の意見ではないため、「その他」の内容を具体的に教えて欲しい。

事務局： アンケート結果の詳細が手元にないため、後ほど報告する。

議長： アンケートの質問時には気付かなかった項目が、実際の困ったこととして書かれた内容の方が大事なので、このところを整理して提出していただけると良い。

委員： 64 ページ「(3) 特別支援学校との連携」で、「障がい児及び難病の児童生徒に対する教育相談を実施し、特別支援学校への適正な就学を進めるとともに、市内在住の児童生徒が在籍する県内特別支援学校の学校行事や講演会などへの参加・協力を通して支援や連携を図ります」と書いてあるが、まずは地域の学校への就学を考えるべきではないかと思う。

議長： 結果的に適正なのか、あるいはどのように就学・教育の相談が行われるのかが大事で、「特別支援学校への適正な就学」と書かれているところに違和感があるのかと思う。

委員： 68 ページ「(1) 教育・就学相談の充実」の中の「(1) - 3 就学相談の充実」の「教育センターで実施している発達相談と就学相談、特別支援学校・特別支援学級の見学や就学支援委員会による判断等を通して、児童・生徒一人ひとりに最もふさわしい教育が受けられるよう、体制作りを推進します。また、積極的な情報提供に努めます。」とあるが、まずは本人・保護者の意思が先に来るべきなのではないのか。

議長： 出た意見をまとめると、もう少し前提となった事実・アンケート結果などは分かりやすく提供する。表現なども、これからの第4次の計画に即したかたちで適切な表現を検討する。また、これを判断するに必要なデータなども提示する。それから、これもさまざまな考え方はあると思うが、特別支援教育の充実では、特別支援教育が最初にあってその充実ではなく、さまざまな選択肢の中で充実する場合には、何が必要かといった書き方にしないと、本人や保護者の気持ちが後回しになる点に留意さ

りたい。

**【説明】 「第4次越谷市障がい者計画の素案について」 II-4**

**事務局：**《資料に基づき説明》（資料4を参照）

・第4次越谷市障がい者計画の素案の『第II編 施策』「第4章 雇用・就業の確保」について

**委員：** 複数の障害福祉サービス事業所等が共同で仕事を受注する仕組みについて、この障がい者計画が来年度から向こう4年間のビジョンという点と関係して、この仕組みづくりがこれから4年後どういう展望を持っているのか。

もうひとつは、先日障害者就労訓練施設しらこぼとを見学し、すばらしい授産品やパンを作っているのを見た。ところがもちろん施設の人員の問題もあるのかもしれないが、販路拡大の件で、前から何度も言っているようになぜ市は協力しないのかを伺いたい。

**事務局：** 複数の障害福祉サービス事業所等が共同で仕事を受注する仕組みについて、今、障がい福祉関係の事業所で外部からの仕事の発注に伴って障がい者の方に働いていただき、その収益を利用者に工賃として分配している。本市だけの課題でなく、全国的な課題で、まだ工賃が低い。埼玉県においても、工賃向上計画で就労継続B型の事業所に限定しているが、「一人当たり月約2万円まで上げましょう」といった数字を打ち出している。

私どもで紹介するサービス事業所しらこぼとは、一人当たり月額1万2千円くらいの工賃になっている。全体のそれぞれの事業所のデータは手元にないが、7～8千円ぐらいという事業所が大変多い。ご指摘のとおり低いのは事実で、障がい者施設に受注機会を拡大していただき、利用者の工賃アップに比する政策が行政課題となっている。

その行政課題に対応するために、各々の事業所では受注するのが困難な大きな仕事や、納期が短期間の仕事について、複数の事業所が協力して受注してこなす仕組みを作り、少しでも多く各事業所の受注機会の拡大につながればよいと考えている。現在、市内の約20の事業所が集まり、この仕組みを検討していただくなかで、なんとか市の方も協力するなかで、この仕組みが結実して稼働する方向で、検討会を重ねている。

市役所の販路拡大については、現状では、障がい者の方が街で物を売る方法には二つあり、ひとつは購入販売で、もうひとつ

つは、物の製作から販売までを一連の訓練として行うことで、理屈上はこの二つの方法があり、基本的に市役所を利用するものに関しては、単純に販売するのではなく、販売の訓練（物の製作から輸送・搬送、販売するまでの一連の就労訓練）の一環として、市役所でしていただいているという側面がある。保険関係の法律や諸々、食品を売る場合にはさまざまな課題があるが、障がい者団体からも同様の要望があり、引き続き市役所を利用するほか、公共施設等でどのような販売をしていただくのが最もよいのかを、引き続き検討を続けていきたいと考えている。

**委員：** 来年4月から障害者差別解消法が施行される。現在、第4次計画の素案に関わり、例えば役所でも来年度4月の採用試験が始まると思う。法定雇用率もそうだが、いわゆる障害者差別解消法に関係し、職員を採用するにあたっての障がい者のための何らかの配慮・工夫が必要と思う。例えば、受験会場に車で来てはならないが、車がないと移動困難だという人がいた場合があったとする。そのような観点に立って、新しく募集要項が定められているとは思いますが、そういった中に障がい者に関する何らかの配慮事項は、どの程度実際にわかるように書かれているのか知りたい。

**事務局：** 障害者差別解消法が来年4月から施行されるなかで、越谷市の職員が窓口対応する際の配慮は、職員対応要領の中で策定して定める。例えば、ご指摘のとおり、採用試験の会場でどのような合理的配慮ができるのかは、その対応要領の基本方針や、具体例の中で類似したものを参考に、同様の対応をすることになると思う。実際の採用条件については、差別解消法とは少し性格が違うと思うが、人事課に内容を確認していないので軽率なことは言えないが、当然差別解消法の目的や理念を配慮するなかで、実際の採用に向かった取り扱いに対応されるべきと考える。

**議長：** 現行で、どのように募集要項に書かれているかを情報として提示いただければよいと思う。考え方としては、障がいを理由として差別してはいけないため、募集要項に例えば「視覚障がいの方は受験できません」とは書けない。視覚障がいの方が受験をしたいときに、例えば点字により受験をさせて欲しいという配慮を求めたとき、今度はそれが事業所にとって過重な負担

になるかどうかを踏まえて、その配慮を提供するかどうかが決められていく。

**委員：** 78 ページ「(2) - 3 指定障害福祉サービス事業所しらこぼとの充実」について。「指定障害福祉サービス事業所しらこぼとでは、就労移行支援事業において、一般就労への支援を行うとともに、就労継続支援事業B型においては、パン・ケーキ等の自主生産分の製造・販売を行い、工賃収入の向上を目指します」と書いてあるが、工賃は向上するのか。見学に行ったときに思ったことだが、私も工賃は1万5千円になっていないのが現状で、しらこぼとはどうなのかなと思った。皆さん頑張っているのと思う。

**事務局：** しらこぼとの工賃向上の関係の内容については、計画書に書いてあるとおり、パン・ケーキ等の販売以外に野菜もつくっており、隣の児童発達支援センターや、しらこぼとの給食で使ってもらったとといった販売経路を持っている。また、パン・ケーキに限らず、ダルマの製造などもしているため、さまざまなものを受注していく中で、利用者の方の工賃向上に努めている。先程紹介した複数の障害福祉サービス事業所等が共同で仕事を受注する仕組みづくりの話し合いにも、しらこぼとは参加しており、他の民間事業所と共に各事業所の受注機会の拡大をどうやって図っていくのか、民間の事業所とも連携を深めている。

**委員：** 今の受注の拡大というところと、それから就労移行支援事業、いわゆる障がい者の一般就労の支援だが、78 ページ「(2) - 3 指定障害福祉サービス事業所しらこぼとの充実」というところで、一般就労の支援というジョブコーチやトライアル雇用を使って就職をめでき、それが長く続くための定着支援がもう少し入っているとよいのかなという感想を持った。その辺を少し汲めるとありがたい。

**議長：** 特に雇用の場面については、障害者雇用促進法の改正も差別解消法の施行とともに同時にスタートするため、その辺りを踏まえての対応が求められていることを確認したい。それからご質問への事務局からの回答を聞くにつけ、79 ページの最後のところ、おそらく、質問の背景だったのだと思うが、その必要性を検討するというよりは、その必要性和在り方というところまでかなり突っ込んで対応されていくのがよいと感じた。その辺りの文言も工夫して欲しい。

**【説明】 「第4次越谷市障がい者計画の素案について」 II-5**

**事務局：**《資料に基づき説明》（資料4を参照）

- ・第4次越谷市障がい者計画の素案の『第Ⅱ編 施策』「第5章 生活支援サービスの充実」について

**委員：** ときどき障がいのある成人の親御さんと会う機会があるが、それが夜だったりする。結局、時間を調整するのにお子さんをどうするのかという問題があり、なかなか思うように日程が取れず、大変な努力をされて時間をつくっている。やはり、親御さんがそういうところから解放されて、気持ち良くリフレッシュできる場というのは大切になる。20～30年も前から知っている人たちで、年々そういった方々とお話をしていて思うのは、そういった点に付いての部分でできるだけ（いろいろと都合はあるのだろうが）工夫していただけると、親御さんも少しほっとできる時間もとれるのかなと思う。さしあたって、越谷市の状況をちょっと教えていただきたい。

**事務局：** 現状の生活サポートは、市に登録した団体の方で一時的な預かりや派遣による介護等、また外出援助のサービスというかたちで、埼玉県の実業になるが、実施している。平成27年3月31日現在、越谷市の登録団体が17団体で、うち越谷市の団体は2団体、他は春日部市、さいたま市等々の登録をいただいている。

次に日中一時について、ショートステイは法定サービスであるが、宿泊を伴うレスパイトに対し、日中一時は日中の一時的な預かり、日帰りと考えていただけるとわかりやすいかと思う。こちらと同じように事業所の登録制で、市内の方は現在4カ所の施設、市外は8カ所の事業所が登録している。

正確な利用数は今はわからないが、窓口等々での話では、ショートステイは越谷市だけではなく、県内も含めて全体的に利用がしづらい、施設数が足りない状態にある。要因としては、ショートステイが定期的な、例えば通所のように月曜日から金曜日まで必ず一定の利用者さんが来るのではなく、利用者の方の都合によって予約が入る。そして、時には予約によってベッドを押さえていたにもかかわらず、急に利用しないこともあり、事業所としては運営面で見通しが立ちづらい事業になっている。そのような経過から、どちらかというやはり宿泊を伴うかたちの入所施設に併設される例が多い。そうすると、やはり入所施設となると大規模な施設になるため、費用等もかかり、なか



なか建設しづらいという事実がある。

最近はそのような中でグループホームも同じ宿泊、生活の場なので、職員がいることでグループホームに併設をしてショートステイのベッドを用意している施設がいくつか出てきている。ショートステイが宿泊を伴うかたちでの受け入れがなかなか難しいなかで、施設の方も逆に日中一時でやればスタッフがいるということで、日中一時のご利用の方が最近若干増えてきているという状況にある。ショートステイ、日中一時等々、レスパイトというかたちで組み合わせながらご利用いただいている。

**委員：** 94 ページ【4 住まいの場の確保】の「(1) - 1 グループホーム・生活ホーム等への支援」に関して、私たちは今、グループホームのことで毎日のように頭を悩ましている。北部西部に比べると、都心に近い東部は非常に土地の値段も高く、このところ震災等によって建築資材の値上がりもあり、大変費用がかかるため、グループホームをNPOで立ち上げるのは難しい。建ててしまえば補助金（家賃補助など）は出るが、全部建てないと補助は下りない。建設費の補助等の申請は県の方に来るが、これも非常に複雑な手続きがある。ある程度までは自分たちでお金を立て替えておき、審査の結果を待つ事になるので、審査がはずれたときにはやはり自分持ちになり、グループホームを一個建てることは非常に難しいことを日々実感している。

やっとグループホームを建てても、やはりスプリンクラーの問題がある。スプリンクラーは大変高価で、補助金が出るが全額ではないという問題や、世話人さん、サービス管理責任者等の人件費の問題も出てくる。お金がかかる事業なので、非常に難しい問題とは思いますが、これからはグループホームを増やすことが非常に重要な課題で、また知的障がい者も自分の生まれ育った地域で過ごす事が幸せな人生につながると思うので、私どもも頑張りますが、行政の方とのご協力の中で目標数を大きくしていきたいと思っているので、宜しくお願ひしたい。

**【説明】 「第4次越谷市障がい者計画の素案について」 II-6**

**事務局：**《資料に基づき説明》（資料4を参照）

・第4次越谷市障がい者計画の素案の『第II編 施策』「第6章 生活環境の整備充実」について

**委員：** 111 ページ「(2) - 3 地域ぐるみの協力体制の整備」の災害時要援護者避難支援制度で、私は弥栄に在住で台風18号の被害はなかったが、市内は広範囲で冠水に見舞われた。経験したばかりで特に感じるが、障がい者の方はもとより、私たちの住宅も高齢化社会で、車イスの方や单身の方がいる。実際に避難となって連絡をとろうとしても、お互いの近所の電話番号も最近は削除する状況になっている。ましてや一人で歩けない方がいても、すぐそばでもわからない状況がある。このことを痛切に感じているので、このようなことをもう少し具体的に強調した方が良いのではないのかなと思った。

**委員：** 103 ページ「(1) - 1 歩道の整備」個所で「段差の解消を」とあるが、視覚障がい者は横断歩道を渡るときに段差がまったくないと、そのまま直進して歩道と車道の区別もわからないということが起こる。特にロービジョン・弱視の方は自力で歩かれている方もいる。段差の解消というのは、視覚障がい者は段差がないと分からないことも含めた上での文言かどうか知りたい。

「(1) - 2 視覚障がい者誘導用ブロックの敷設」に関して、ここには「駅周辺や公共施設」という文言があるが、せんげん台は駅から西側に向かって点字ブロックの敷設が交差点における注意ブロックのみで、しかも駅から600m以上も離れたイオンに大変立派な点字ブロックが敷設され、しかも障がい者の一枚3万円もする高価な青いブロックが敷設されている。本当に必要な人のために敷設するという視点を忘れないで欲しい。

104 ページ「(1) - 4 放置自転車等対策の推進」は、かなり越谷駅前（カスミの前）は整理され、2時間無料の自転車置き場もだいぶ整理されていると思う。しかしやはり、日中ちょっとだけ停めるのだから良いじゃないという方がいるので放置自転車対策は今後ともお願いしたい。

同じく 104 ページ「(2) - 1 鉄道駅舎等の整備促進」について。駅のホームというのは、欄干のない橋と視覚障がい者

は言っている。ホームドアをつける鉄道会社も多々あるが、東武鉄道はホームドアまでという話は聞こえてこない。せめて内包線付きの点状ブロックの敷設を早急にさせていただきたい。やはり欄干のない橋という恐怖感は当事者でないと分からないと思うので、働きかけますと記述していることからぜひよろしくお願いしたい。

111 ページ「(2) 災害・緊急時連絡支援体制の充実」の災害時の福祉施設にも避難者受け入れの態勢で、この福祉施設というのは具体的にどのあたりまでの福祉施設のことを考えているのか。

**議 長：** ご意見の方はあくまでも意見なので、事務局で受け止めていただくことにして、質問事項は二つあった。まずは段差の解消というのは、段差も必要な障がい者の方もいるという前提の上で、この「段差を解消」という風に表現しているのかどうか。二つ目は、先程のご指摘にあった福祉施設の活用のところ、社会福祉施設はいったいどのような範囲と種類なのか。

**事務局：** まず段差の解消について。過去にも、障がい者団体や障がい者の方個人から、完全にフラットにしてしまうのは、視覚障がい者の方から見たときには逆に危険という指摘を過去に何回も承っている。道路関係業務担当でも十分意識してやっており、車イスの方は3cm以上だと通行が厳しいので、3cm以下の高さでフラットにならない程度の段差を残すということは、道路局の方もよくわかっていると私たちも聞いている。今後の段差解消というのは、フラットにするという意味ではなく、視覚障がい者の方、知的障がい者の方なども段差があるとつまずきやすいと聞いているので、それこそ障がいのある方もない方も共通して使える段差のあり方は市も把握して今後整備を進めることにはなっている。

次に、要援護者の関係になるのかと思いますが、先程ご意見をいただいた通り、この制度ができた原因というのが、「災害発生直後というのは警察、救急、市役所はすぐに皆さんのところに行けませんよ。」というところからスタートしており、どうしても地域の方の協力に頼るなかで進めていかなければいけない。先程ご指摘のあったとおり、決して市役所としても地域に任せっきりということではないが、実際の防災訓練など防災に直接関わるもの以外は、日頃から地域でコミュニティをつくれるよ

うな施策の展開というものをベースとしてやっていかなければいけないと考えている。決してこの名簿作りをまい進していただくだけではなく、地域のコミュニティをつくっていくということも合わせて作業としてやっていかなければいけないと考えている。

**議長：** 社会福祉施設の範囲と種類みたいなどころでは何かありますか。

**事務局：** 防災の担当課からは、基本的に災害発生時の避難については、一次避難と二次避難という考え方によって対応をしたいと伺っている。これは、一次避難としてまずは身近な避難所に行くてくださいというもの。そのうえで、その避難所にどういう方が避難しているのか市の災害対策本部で把握し、肢体不自由の障がい者の方はこちらに、視覚障がい者の方はこちらになどと誘導して二次避難所に集まっていただき、そこに集中的に介助や支援、援助をするための資源を投入していくというかたちで運営したいと伺っている。

いきなり「障がい者の方のための避難所がここにあるので、みなさんここに一直線に向かってください」というような避難体系ではなく、まずは「みなさんの近所にある避難所に一旦避難してください」、それから専門性の高い支援が出来る避難所を福祉避難所として福祉施設などを使用しながら、避難所を移動していただき、そちらのほうで集中的に支援が出来る体制をつくっていきたいと考えている。当然、避難所から避難所への移動についても、自力で行くことが不可能な方もいるので、そのときはいろんな方面から移動手段を確保し、避難所を移動していただく。場合によっては最初に入った避難所を福祉避難所として緊急で臨機応変に設定し、そこに障がい者の方が使える機材などを持ちこみ、仮設の福祉避難所として運用するような臨機応変さも、災害時には求められていると伺っている。

**委員：** 具体的に障がい者支援施設なのか特別養護老人ホームなのかなどは。

**事務局：** 市の従来の福祉避難所は、越谷特別支援学校と越谷西特別支援学校の協力を得て、その二校について当初福祉避難所にしてきた。さらに、障害者就労訓練施設しらこぼとや高齢者福祉関係の施設など、たしか4～5箇所を追加して、災害時の対応をするためにより充実したものにするということで、福祉避難所

の指定を広げている。

**委員：** 防災関係について、聴覚障害者協会としては、7月くらいに市の皆さんと懇談会し、二次避難所については、現在のところ越谷市特別支援学校と越谷西特別支援学校があると伺った。さらに追加してしらこぼとや高齢者の施設などが増えるということだったが、二次避難所の数についてはどれくらいを予定しているのか伺いたい。

**事務局：** 将来的な目標としてどれくらい設置していくかは防災担当に確認していないので申し上げられないが、少なくとも発生が予想される災害から逆算して、どれくらい必要か、備蓄についてもどこまで整備できるかは、行政で考えるものだと認識している。

**議長：** ここは環境の整備のところなので、障がい者計画のみならず、例えば地域福祉計画など関連するところで地域住民との支え合いや理解の進展が非常に重要な要素になるのではないかと感じた。その上で、先程質問にもあった段差の解消も、最近では交差点の歩道の部分に車イスのマークと視覚障がいの方のマークとが並存する形、すなわちハイブリッド式で共存する仕組みも開始されているようなので、そういった意味でさまざまな提案をこの障がい者計画から発信していくことも重要だとまとめさせていただきたい。

**【説明】 「第4次越谷市障がい者計画の素案について」 II-7**

**事務局：**《資料に基づき説明》（資料4を参照）

・第4次越谷市障がい者計画の素案の『第II編 施策』「第7章 差別の解消及び権利擁護等の推進」について

**委員：** 115 ページ1【障害を理由とする差別の解消の推進】に、越谷市の取り組みとして障害者週間など書かれている。それ以外の最近の動きなどを見ると、長年やっているのでしょうか、文化の祭典などで、障がい者のためのブースを置くといった取り組みや、あるいは越谷市の市民体育祭などにおいても、昔はおそらくなかったと思うが、障がい者の方のプログラムが入っていたような気がする。

また話は飛び、政治の話で申し訳ないが、投票行動の問題は今非常に大きい問題として上がっている。さまざまな面で啓発や広報活動を行われていても、なかなか投票率がアップしないということで、どうしたら投票率を上げることができるのだろ

うかと一度意見を求められたことがあったが、同じように、さまざまな行事等を企画して実施し、一般の方々に、障がいのある方々に対する関心や理解向上を進めていこうとしているかと思うが、手ごたえとしてはどのようなものなのか。年々充実してきているのか。

**議 長：** 障害者週間ではなくて、通常、市の企画する諸々の行事に障がいのある方が参加しやすいように、あるいはそのことがきちんと市民に周知されているのかどうか、データや手ごたえがあれば事務局の方からお願いしたい。

**事務局：** 実際ご指摘のとおり、数値的な効果は私どもも把握していないところもあるが、障害者手帳の交付数というものの推移を見ると、越谷市の人口の増加よりも手帳取得者数の増加のほうが大きい。これはどうしてかと考えた時に、私個人の感想になってしまうが、一昔前は自宅の方にこもってしまっただけで表に出て来られなかった状況が障がい者の世界であるという中で、全国でさまざまな啓発事業が展開され、徐々にではあるけれども社会参加をされる障がい者の方が増えて来た。そこで社会参加をするにあたっては、手帳を取得して各種サービスが受けられることがリンクして、徐々にではあってもまだまだ満足的な状態ではないかもしれないが、障がい者の方が社会参加できる一般の理解・啓発がじわじわと進んできているというのが、この手帳の交付の数からも多少見て分かるのかなと思っている。

**議 長：** 理解の数値化を図るのは難しい。何をもって理解が浸透しているのかを表すのは難しいが、一つの例として手帳を取得しやすい環境などが整っているのも一つの効果の表れではないかということかと思う。

**事務局：** 先程の手ごたえの件については、まだまだなところがある。しかしながら、行政としては開催し続けることが必要だと思う。障害者の日も30回を迎えており、今年は9月であったが、毎年一回6月の第一日曜日にふれあいの日を開催している。本来、障害者週間は12月の3～9日だが、活動される場合に12月は非常に寒いことも含め、6月にみなさんの意見で実施して実行委員会でやっている。そういったイベントとしての展開と、講演会や周知の部分もあるが、やはり交流の機会を設ける部分では、しらこぼとでのパンの販売であったり、そこを利用した各団体の物品販売、あるいはウッドデッキでの販売、あるいは市

民活動支援センターでの活動など、そのような部分を少しずつでも広げていく、交流の機会を広げていくことが大切だと思い、努力を続けていきたいと考えている。

**委員：** 先日、障害者就労訓練施設しらこぼとを訪問した際に、今年は越谷レイクタウンで障がい者の事業所が集まるイベントを初めてすると聞いた。多くの人に理解してもらうためには、やはり人が集まる場所でやるということも一つの大切な考え方と思うので、ぜひ継続して欲しい。

**委員：** 116 ページ「(1) - 3 「障害者の日記念事業ふれあいの日」の充実」には、「障がい者団体等で構成する実行委員会が中心となり～開催します」とあるが、個人や小グループなどといった人たちも参加できるような工夫というのはなされているのか。見に行くというだけではやはり参加度は上がっていかないと思うので、そういう方々が積極的に参加できるような工夫がなされていれば教えていただきたい。

**事務局：** ふれあいの日に参加団体の拡充というような切り口のお話かと思うのですが、書いてある通り実行委員会が中心となり、まさに障がい者の当事者の方も、周りの協力者の方も、“みなさん手作りの”ということがこのイベントの利点かなと考えている。今後においても、例えば保育関係の団体など、いろんな方がこのふれあいの日に参加できる仕掛けというのを、実行委員会の皆様と相談しながら拡充していければなどは考えている。

**議長：** 要するに個人で見に行くだけではなくて、イベントの企画に団体ではなくて個人で気軽に参加できるような仕組みや、あるいはそれを推奨するような考え方があるのかどうかという質問になると思う。

**事務局：** 個人の方が参加しやすい環境という事で、たとえばお祭り自体に託児所を設定するなどといったことも含めて、個人の方にも参加できる環境を整えつつ、ふれあいの日さらなる拡充・充実に務めていきたい。

**議長：** 要は、託児所があるから見に行けるではなく、例えばその方がぜひ皆さんの前でパフォーマンスをしたいということであれば、そういうのもあっていいのではないのかということですが、それはありますかというご質問だと思う。

今、実行委員会が企画の責任を負っているという事はわかったので、たとえば後はひとつの意見として捉えなおせば、よ

り多くの個人が参画する方策があると、ふれあいの日の充実が図れるのではないかということになる。

**委員：** 117 ページ「(1) 権利擁護システムの充実」の「(1) - 2 成年後見センターの充実」についての感想で、広報等でも報告があったが、越谷市は市民後見人の制度というのが始まり、今はたしか5人活動している。特に知的障がい者の方で、親御さんがお元気な時は良いが、高齢になったり、亡くなったりといったところで、財産管理は成年後見の役割だが、特に障がいをお持ちの方は日常生活のサポートが非常に大事になる。

私も少しやらせていただいております、それで非常に感じるのだが、例えば作業所に毎日ちゃんとしているかどうかや、給食費を払いながら様子を聞くなどというようなことをやっている。これは品川が先駆的にやっているということだが、埼玉県はまだ遅れている。越谷市はこれは誇って、PRしてもよいのではと思う。私ぐらいの年代の方が中心ですけれども、みなさんとても頑張っている。

**委員：** 115 ページ【1 障害を理由とする差別の解消の推進】「(1) 障がいへの関心と理解の向上」は理解啓発活動のことと思う。実は、ここに書かれている障害者週間だけではなく、国連の制定した世界的な取り組みもある。例えば4月2日は世界自閉症啓発デー、2～8日までは発達障害週間など、全世界的に取り組んでいるものもある。また、4月2日の新聞を開いてみると半面を使ってそれを広告している。そういったことを考えると、障害者週間だけでなく、ぜひこの辺は他の取り組みもあるよというところを入れていただければ大変ありがたい。

**委員：** 116 ページ「(2) - 3 障害者差別解消支援地域協議会の設置」について、この具体的な内容と当事者がどれだけ参画するかを聞きたい。

**事務局：** 障害者差別解消法に基づく地域協議会の役割ですが、同じページにある「(2) - 2 相談窓口の設置」で、例えばとある店舗に入った時に差別的扱いを受けたという相談を受ける市役所内の行政の窓口がある。この相談窓口で、差別を受けた障がい者の方、それから実際差別をしたと思われる事業者なり個人の方、双方から調査なり情報収集をする中で、窓口で解決に至らなかった問題について、この協議会に解決方法をアドバイスしてくださいと投げるとというのが国が打ち出しているこの協議会



の役割になる。

従って、まず大原則としては相談窓口による解決が大事になる。そして困難な問題については、その道の学識者を中心とした方に解決方法のアドバイスを受ける協議になる。当事者のご意見というのも確かに大事かもしれないが、どちらかというとなかなか難しい問題を解決する方法を模索するミッションの協議会になるので、まだ市で設置する方向で取り組んではいるが、どのようなメンバーが適切かという所までは至っていないので明言は避けさせていただきたい。ただ、国の方で“例えば”と言っているのは、市の方で設置している自立支援協議会、これに兼ねてこの協議会にするのも一つの考え方ですよというのは例示されている。そういった考え方も含めて、どのような構成メンバーによれば相談窓口で解決できなかったものが一步解決に突きだせるのかと、市の内部で検討したいと考えている。

**委員：** 二点のお願いがある。一点は、差別解消法が施行された後の合理的配慮の設定で、市の方たちは当然そういう配慮はしていただいている。一方、市の方から委託している総合体育館や中央市民会館等の方たちには、まだなかなか合理的配慮がどういうものか全然わかっていない方が多いと思う。委託した民間機関への徹底周知をお願いしたいと思う。

また、ふれあいの日について、もう 30 回になり市でこういった機会を作っていただき、場を提供していただくことは大変ありがたいと思っている。ただ、こここのところ入場者数が非常に減っており、その辺が少し寂しいかなと思う。私たちは一般の方たちとのふれあいをしたいと思っているので、なんとか一般の方たちを呼び込む工夫を一緒に考えられればと思う。

また障害者団体等で構成する実行委員会だが、最初の頃は団体が多かったのが良かったと思うのだが、だんだん団体の方が高齢化してきていて、一つの団体から 3 名の実行委員を出せる組織というのが減ってきている。そうするとやはり意見やアイデアも少なくなったりする。例えば越谷市内には、県立大学や文教大学、福祉に関係する大学が多数あるので、若い方たちに実行委員会として参加していただければよいと思う。やはり若い方たちに理解をいただくことが無理解から来る差別を解消するよい方法ではないかなと思うので、その辺りをお願いしたい。

本当は市民祭りなどにも参加していたが、二日間であれば

いけないという縛りがあり、親は体力的に非常にきつい。例えば一日だけ参加してもよいとか、柔軟な考え方をしていただけるとよいと思う。運営する側からしてみれば、突然そこが空いてしまうのは困ると言われたこともあるので、いろんな事情があるかとは思いますが、なるべく市民の方たちと一緒に行事に参加したいと思っているので、そのへんご厚意をお願いしたい。

**議長：** 先程、当事者の参加というお話がありましたが、もちろん障がいのある方が差別解消支援地域協議会に関わっていくという事は、自立支援協議会はまさにそういう構成なので聞かれたと思うが、同時に、差別はする人される人の双方が当事者という観点がすごく重要と思うので、その辺りを他の地域福祉の成年後見なども含めた観点で捉え直していくことが非常に大事と思う。

**【説明】 「第4次越谷市障がい者計画の素案について」 II-8**

**事務局：**《資料に基づき説明》（資料4を参照）

・第4次越谷市障がい者計画の素案の『第II編 施策』第8章 生涯学習環境の整備充実」について

**委員：** 125 ページ「(2) 障がい者のボランティア活動の促進」というところで、みなさんに知っていただきたいことがある。ある施設の方から、そこに通っている方がボランティア活動をしたいため、ボランティアセンターに行き、今は月一回の友愛通信（高齢者の方へのお手紙）を書いている。その方は絵がとても好きで、自分で感覚的に描いた絵に、職員の方が少しお手伝いをして出している。実際に自分だけではできないボランティア活動でも、周りの方に何らかのかたちで支援してもらおうとそういうこともできるので、少しお話させていただいた。

**【説明】 「第4次越谷市障がい者計画の素案について」 III**

**事務局：**《資料に基づき説明》（資料4を参照）

・第4次越谷市障がい者計画の素案の『第III編 計画の推進に向けて』について

**委員：** 現状の障がい者が困っている問題を乗り越えて無視して立てられる計画というのではないと思うので、もちろん予算の件、優先順位はあると思うが、現状の越谷市役所に向かって右側の歩道の問題、点字ブロックの敷設についてなど、計画を推進する

ためには現状のいろいろな困難に耳を傾けていただき、予算と障がい者の幸福のどちらを優先すべきかという視点で施策を進めていただきたいと思います。

**議長：** 委員の皆さんがさまざまな観点からこの計画について期待も含めながらご指摘をいただいたのではないかなと思う。その際には、やはりそれを裏付けるデータなどが重要と皆さんとともに共感できたのではないかなと思う。従って、一つ一つの意見がすべて取り上げられるということではないと思うが、それら意見をひとつも無駄にしないようにさらに庁内の検討会で議論していただくことをお願いしたいと思う。

**委員：** 10月6日（火）に、第一回目の現地調査ということで、委員3名で一緒にしらこぼとに行ってきた。わかった事は、通所者は全体で60名いるということで、B型は54名、就労移行は6名で計60名。知的障がいの方がほとんどだった。B型の作業は、パン工房とダルマ作業、箱折り、農園の手入れをしていて、移行での作業は、アイロン掛けと掃除をしている。作業は一日に75分を4コマで5時間、工賃はひと月一人当たり1.2～1.5万円。しらこぼとは、これまでホールを使った経験しかなく、それ以外の奥の部屋では何をやっているのだろうといつも思っていたが、それが今回の見学でわかった。それぞれの人に内容がいくつかあり、それぞれに合わせた作業をしていた。外に出る活動は販売くらいしかないのかなと思った。毎日5時間働いて工賃が1万5千円というのは、私は高くないなと思った。次回はおぎしま園を見学しようという話になっている。

**議長：** 前回会議での委員さんからのご提案で第一回の現地調査が実現したことで報告いただいた。やはり現場で感じるものは大事だと思うので、次のおぎしま園もどうぞご検討いただければと思う。

**委員：** 議事録が来ないが、作成はどうなっているのか。

**事務局：** 議事録は早急に作成をし、送付をさせていただきたいと思う。

また、先程ご協議いただいた質問の中での追加回答で62ページの福祉体験の視覚の体験の記載とその内容について確認したところ、視覚障がい者の擬似体験の中でアイマスクの着用体験を行っている。

また、雇用の部分と差別解消法については、市職員の採用募集要項における障がいのある方への配慮の記載もあるのかとい

ったご質問で、受験票の交付等の部分では、受験に際し車イスの使用等の要望がある人は、事前に人事課へ連絡くださいとしている。ただ、当日において連絡が無くても、その場その場で対応をしていく。

また、前回の会議でも協議された基本理念の部分について、障害者基本法の改正や障害者差別解消法の制定など、今の時代を反映した表現である事務局案の「障がいのある人もない人も、分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら、共に生活する地域社会」がよいという意見と、わかりやすい表現である現行の第3次障がい者計画の基本理念である「障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、ともに育ち、ともに働き、ともに暮らすことのできる地域社会」がよいという両方の意見をいただいている。

10月1日から団体ヒアリングを行っているが、その中でも、第3次障がい者計画の表現の方が継続性があるという意見がある。このようなことから基本理念については、平成15年度に策定した第2次の「新越谷市障害者計画」から現行の第3次障がい者計画まで継承されている、「障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、ともに育ち、ともに働き、ともに暮らすことのできる地域社会」と同様の表現とすることも視野に入れて改めて検討し、次回予定している11月の第4回の会議で提示したいと考えているのでご理解賜りたい。

### 3 その他

**事務局：** 次回の日程は、11月13日の午前中を予定。会場等は決まり次第通知する旨を伝える。

### 4 閉会

——岩本副分科会長あいさつ——

平成27年度第3回越谷市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会閉会。